

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【会社名】 夢展望株式会社

【英訳名】 DREAM VISION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 濱中 眞紀夫

【本店の所在の場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【最寄りの連絡場所】 大阪府池田市石橋三丁目2番1号

【電話番号】 072-761-9293

【事務連絡者氏名】 専務取締役 管理本部長 田中 啓晴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月20日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社との間でグループ会社のEC（イーコマース）プラットフォームのプランニング等に関する業務委託契約（以下「本契約」といいます）を締結することを決議いたしました。

当該事象は、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

（注）なお、本臨時報告書は、異動年月日である平成29年6月20日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりますので、今般、提出するものであります。

2【報告内容】

1．本契約の内容

- | | |
|----------|---|
| (1)概 要 | 当社が親会社であるRIZAPグループ株式会社より、グループ6社のEC化を推進するにあたっての現状分析、ECプラットフォームにかかる上流工程のコンサルティングに関する業務及びEC化を推進するにあたってのソリューション提案（プランニング）に関する業務の委託を受け、これを受託するものであります。 |
| (2)相手方 | RIZAPグループ株式会社 |
| (3)契約締結日 | 平成29年6月20日 |
| (4)報 酬 | EC化を推進するにあたっての現状分析に関する業務等にかかる報酬 50 百万円
ECプラットフォームにかかる上流工程のコンサルティングに関する業務にかかる報酬 60 百万円
EC化を推進するにあたってのソリューション提案（プランニング）に関する業務等にかかる報酬 90 百万円 |

2．支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は平成28年7月4日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、本契約の締結は、当社がこれまで培ってきたECビジネスのノウハウを提供するものであり、その結果如何では継続的な業務の受注も期待できるものであり、当社にとって新たな収益の柱を確立することにも繋がるものであって、締結の必要性は高いと考えており、また、報酬として受領する金額の算定根拠にも合理性があることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、今回の当社の業務は通常の個々のEC支援に留まらないため、市場価格と比較することは困難であります。当社が創業以来行ってきたEC分野における知識、経験に基づく当社独自のノウハウを提供するものであり、当社としては相当な価値があると評価しており、当社の独立役員である社外取締役2名からも下記のとおり意見を受領しております。

また、当社の役員である濱中眞紀夫氏、八島隆雄氏は、支配株主の職員を兼務しているため、当該意思決定等の取締役会決議に参加しない事により、利益相反を回避致しております。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名（石原康成氏、古川純平氏）より、本覚書で合意する対価については、当社内の既存人員によって完了することができ、また、当社のノウハウは、当社が創業以来行ってきたEC分野における当社の知識、経験に基づく当社独自のものであり、当社としては相当な価値があると評価しているものであることに加え、今回の当社の業務は、個々の会社に対しての支援というだけではなく、親会社グループ全体の統一的なEC支援という側面もあるため、通常の個々のEC支援に留まらない面も有しており、これらの業務対価としては低額で行うようなものではないと言えるが、今回の対価の金額は当社の売上・利益への貢献が小さくないと想定され、当社も当該対価が十分経済合理性を有すると判断していることから、本件契約を締結することが少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を頂戴しております。